

○千葉大学医学部附属病院インシデント及び医療上の事故発生時の対応に関する取扱要項

（平成16年4月1日制定）

（趣旨）

第1 この要項は、千葉大学医学部附属病院（以下「病院」という。）におけるインシデント及び医療上の事故発生時の対応について必要な事項を定める。

（インシデント報告）

第2 病院職員は、別表1に定める影響度分類3 a以下のインシデントが発生した場合は、別記1「インシデント発生時の報告（影響度分類3 a以下）」に基づき、連絡・報告を行うとともに、院内ネットワークにより3日以内にインシデントレポートを医療安全管理部に提出する。ただし、患者及び患者の家族等（以下「患者等」という。）から医療行為に関する訴えがあった場合又は重大インシデントやインシデントの経過により影響度分類3 b以上となると見込まれる場合は、この限りでない。

2 「管理者が定める水準以上の事象」（以下「水準以上の事象」という。）を前項ただし書の場合又は別表1に定める影響度分類3 b以上のインシデントが発生した場合とし、水準以上の事象において病院職員は、患者の安全を確保した後、別記2「インシデント発生時の報告（影響度分類3 b以上）」に基づき、直ちに連絡・報告を行うとともに、院内ネットワークにより診療経過等報告書を原則インシデント発生後24時間以内に医療安全管理部経由で病院長に提出する。

（委員会への諮問）

第3 病院長は、第2第2項により提出された診療経過等報告書に基づき、必要があると認めた場合には、別に定める千葉大学医学部附属病院事例検討委員会（以下「委員会」という。）に諮問を行う。

（事実経過の検証及び事故原因の究明）

第4 諮問を受けた委員会は、当該診療行為に係る事実経過の検証を行うとともに、必要に応じて事故原因の究明を行い、調査結果を病院長へ答申する。

（文部科学省等への報告）

第5 病院長は、「千葉大学医学部附属病院における医療上の事故及び重大インシデントの公表基準」に則り、必要があると認めた場合には、文部科学省に速やかに医療上の事故及び重大インシデントを報告する。

2 病院長は、文部科学省への報告が必要な場合には、厚生労働省、千葉県及び千葉市保健所へも併せて報告を行う。

（法律に基づく報告）

第6 法律に基づき報告が義務付けられているものについては、当該法律に従い報告を行う。

（雑則）

第7 この要項の実施にあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年10月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年12月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年11月2日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

報告様式及び影響度分類

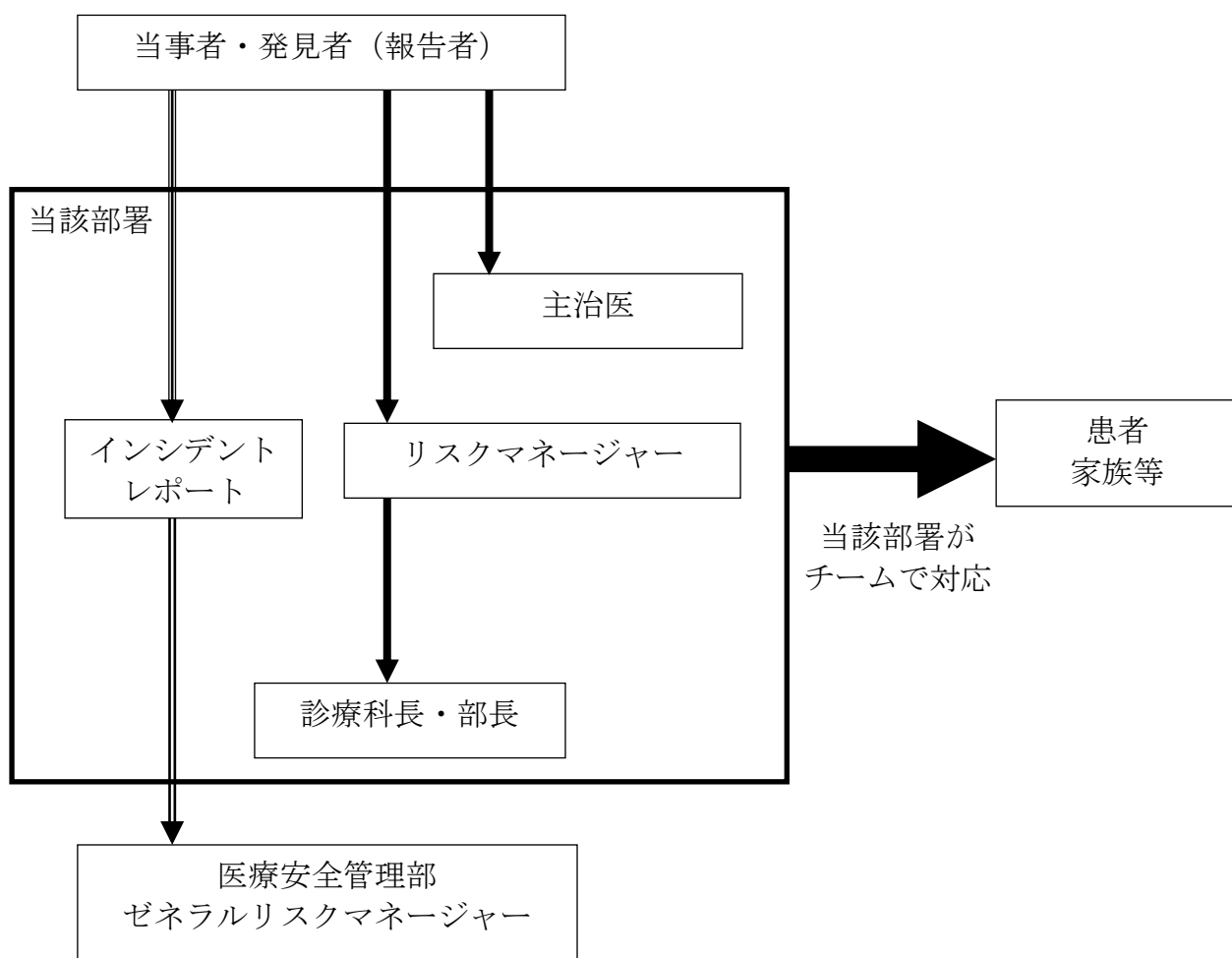
報告様式	レベル	傷害の継続性	傷害の程度	
インシデントレポート	レベル0	——		エラーや医薬品・医療用具の不具合が見られたが、患者には実施されなかった
	レベル1	なし		患者への実害はなかった(何らかの影響を与えた可能性は否定できない)
	レベル2	一過性	軽度	処置や治療は行わなかった(患者観察の強化, バイタルサインの軽度変化, 安全確認のための検査などの必要性は生じた)
	レベル3 a	一過性	中等度	簡単な処置や治療を要した(消毒, 湿布, 皮膚の縫合, 鎮痛剤の投与など)
診療経過等報告書	レベル3 b	一過性	高度	濃厚な処置や治療を要した(バイタルサインの高度変化, 人工呼吸器の装着, 手術, 入院日数の延長, 外来患者の入院, 骨折など)
	レベル4 a	永続的	軽度～中等度	永続的な傷害や後遺症が残ったが, 有意な機能傷害や美容上の問題は伴わない
	レベル4 b	永続的	中等度～高度	永続的な傷害や後遺症が残り, 有意な機能傷害や美容上の問題を伴う
	レベル5	死亡		死亡(原疾患の自然経過によるものをのぞく)
	その他			

この中には、不可抗力によるもの過失によるもの、予期せぬ事態などが含まれる

別記 1

インシデント発生時の報告（影響度分類 3 a 以下）

- 報告（必須）
- ⇒ インシデントレポート（3日以内に入力）

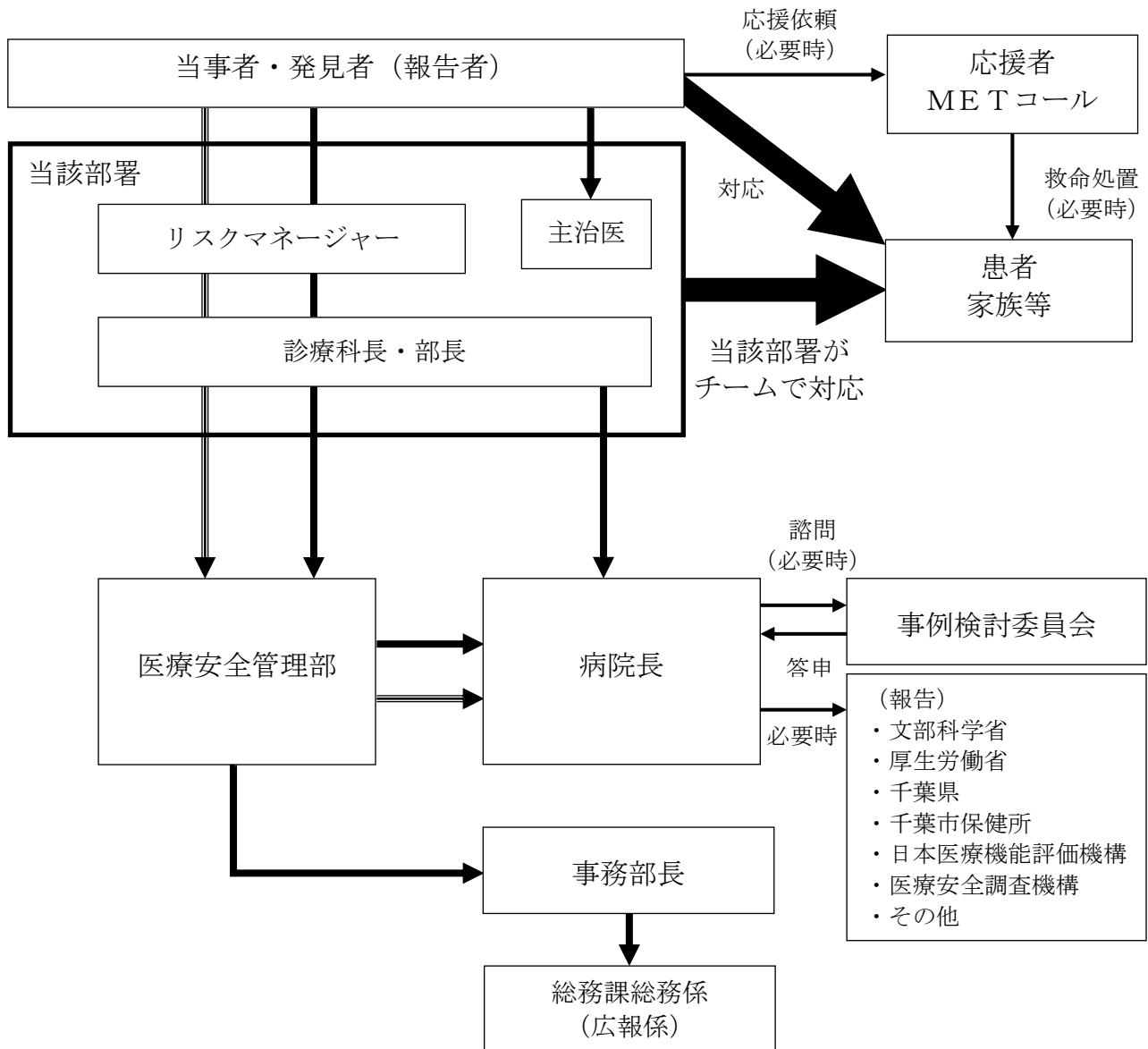


影響度分類 3 a 以下であっても、患者等から医療行為に関する訴えがあった場合
又は重大インシデントやインシデントの経過により影響度分類 3 b 以上となると
見込まれる場合は、影響度分類 3 b 以上のインシデントと同様の対処をする。

別記 2

インシデント発生時の報告（影響度分類 3 b 以上）

- 直ちに報告（必須）
- ⇒ 診療経過等報告書（原則 24 時間以内に提出）



影響度分類 3 b 以上の場合は、直ちに口頭で医療安全管理部に連絡する。
 夜間・休日などで本来のルートで報告を受けるべき者が不在の場合には、より上位の者に報告し、その後改めてルートに従い報告する。